

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

- 1 この契約により、社会福祉法人朝霞地区福社会（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた事業者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持義務)

- 2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

- 4 乙は、契約を終了した時、又は、甲が個人情報の返還を請求した時は、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

- 5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を受けて複写又は複製をした時は、当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により第三次利用ができないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

- 6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意を持って当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 7 甲は、個人情報の管理状況について、随時に立入検査又は調査をし、乙に対して必要な報告を求め、又は請負業務の処理に関して指示を与えることができる。